

放課後等デイサービス 料金表

単位：円/日

障害給付費対象分					
児童発達支援給付費 (日単位)		30分以上 1時間30	1時間30分 超	3時間超 5時間以下	
①	(1) 医療的ケア児(32点以上の場合)	25,910	26,270	26,830	
	(2) 医療的ケア児(16点以上)	15,830	16,180	16,740	
	(3) 医療的ケア児(3点以上の場合)	12,470	12,820	13,390	
	(4) (1)から(3)以外の場合	5,740	6,090	6,660	
	重症心身障害児の場合(授業終了後)	11,180			
	重症心身障害児の場合(休業日)	12,990			
障害給付費加算対象分					
②	児童指導員等加配加算 (I) (日単位)				1,870
③	福祉専門職員配置等加算 (I) (日単位)				150
④	送迎加算※ (片道)				540
⑥	個別サポート加算 (I) ① (日単位)				900
⑥	個別サポート加算 (I) ② (日単位)				1,200
⑦	福祉・介護職員等処遇改善加算 (月単位)	所定単位数に加算率(13.4%)を乗じた単位数			
(①+②+③+④+⑤+⑥) + ⑦ = (イ)					
(イ) × 10/100 = (ロ)					

欠席時対応加算 (I) ※	940
---------------	-----

※欠席時対応加算 (I) は、利用する障害児が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談支援を行った場合に、月4回まで加算します。

尚、利用当日から数えて3日以内の連絡はキャンセルの加算がありますが、3日前までに連絡すればキャンセルの加算はありません。

障害給付費対象外分		
⑩	おやつ代 (1回単位)	120
⑪	食事代※ (1回単位)	450
⑫	その他の料金※	実費
⑩+⑪+⑫ = (ハ)		
自己負担合計 = (ロ) + (ハ)		

※放課後等デイサービスのうち、「休校日のサービス」は土、祝日、夏休み等の長期休暇を想定しています。

※④送迎加算は、[学校から施設への送迎] [施設からご自宅や乗降場所などの送迎] に生じます。

※⑩食事代は、「休校日のサービス」に利用され食事をした場合に生じます。



R6.4.1 現在

※所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総数単位のことです。

※なお、上記加算につきましては、変動する場合があります。

※⑫その他の自己負担分として、下記に記載したものが生じます。

障害福祉サービスの自己負担「本紙表面の（ロ）の金額」は、所得に応じた負担上限額が設定されております。負担上限額については、各通所受給者証（放課後等デイサービス）をご確認ください。上限額以上の費用負担は、生じません。

障害給付費対象外サービス	実費料金
①外食などの飲食代	実費相当額
②洗濯代	120円/回
③入浴代（光熱費）	200円/回
④オムツ代	120円（1枚あたり）
⑤尿パット代	40円（1枚あたり）
⑥日用品費	実費相当額
⑦保健衛生費	実費相当額
⑧行事参加費	実費相当額
⑨写真代	実費相当額
⑩創作活動に係る費用	実費相当額
⑪嗜好品費	実費相当額
⑫コピー代	20円（1枚あたり）
⑬サービス提供証明書発行	200円（1枚あたり）

※放課後等デイサービスをご利用の児童の送迎可能範囲は、事業所から20km圏内とします。但し、特段の配慮が必要な場合には別途協議し、送迎を行う場合があります。また、自宅以外の送迎については別途協議し、乗降場所を設けます。